相楽郡広域事務組合条例第４号

行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（相楽郡広域事務組合情報公開条例の一部改正）

第１条　相楽郡広域事務組合情報公開条例（平成１８年相楽郡広域事務組合条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）」を「行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）」に改め、同条第２項中「又は決定を」を削り、同条に次の１項を加える。

３　第１項の不服申立てについては、行政不服審査法第９条第１項の規定は、適用しない。

（相楽郡広域事務組合個人情報保護条例の一部改正）

第２条　相楽郡広域事務組合個人情報保護条例（平成１８年相楽郡広域事務組合条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２０条第１項中「対する決定」の次に「又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）」を「行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）」に改め、同条第２項中「又は決定」を削り、同条に次の１項を加える。

３　第１項の不服申立てについては、行政不服審査法第９条第１項の規定は、適用しない。

（相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正）

第３条　相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例（昭和５６年８月制定）の一部を次のように改正する。

第１７条の３第４項中「行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第１４条又は第４５条」を「行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第１８条第１項本文」に改める。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。